

福岡商工会議所から重要なお知らせです!



2023年10月 制度開始!

消費税インボイス制度導入に向けた準備はお済みですか?

お取引先と、インボイス発行事業者登録申請のご確認を!



確認しないと こんなリスクが想定されます

© 自社が免税事業者またはインボイス発行事業者として未登録の課税事業者の方

自社がインボイスを発行しなければ、販売先は仕入税額控除ができないため、 自社との取引を見直す可能性があります。

Check ① 取引先(販売先)に対し、以下を確認!

取引継続のため、自社によるインボイス発行の要・不要について

※取引先(販売先)がインボイスの発行を必要とする場合は、インボイス発行事業者としての登録を検討する必要があります

(簡易課税事業者の方(簡易課税事業者の方は除く)

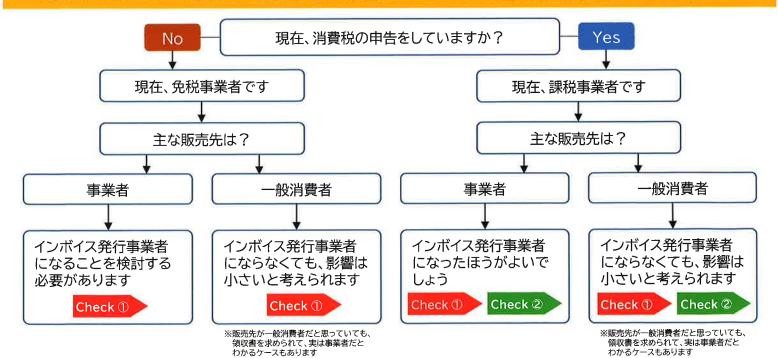
仕入先がインボイスを発行しなければ、自社は仕入税額控除ができないため、 自社の税負担が増加する可能性があります。

Check ② 取引先(仕入先)に対し、以下を確認!

仕入税額控除のため、取引先(仕入先)によるインボイス発行の可否について

※取引先(仕入先)によるインボイスの発行ができない場合、インボイス発行事業者になるよう提案の検討を行う必要があります

以下のフローチャートを試して、自社の現状把握とCheckにより登録判断の参考にしてください!



福岡商工会議所のインボイス制度対応

当所では、インボイス制度の導入に向けた事業者のみなさまの対応への取り組みを支援するためのメニューを取り揃えて いますで、是非積極的にご活用ください。

■福岡商工会議所 インボイス制度特設サイト

福岡商工会議所におけるインボイス制度対応のための支援情報や各種資料を掲載しています。 内容は随時更新していきます。 https://www.fukunet.or.jp/keieisodan/consumption-tax invoice



■小冊子データ 「今すぐ確認!中小企業・小規模事業者のためのインボイス制度対策」

日本商工会議所が発行している小冊子データです。

インボイス制度・対策について非常に分かりやすく解説していますので、 社内での周知等も含めて是非ご活用ください。

紙版の小冊子をご希望の場合は、窓口にてお渡ししています(原則、1社1冊といたします)。





■参考様式「適格請求書発行事業者登録番号に関するお願いについて」

事前に仕入先がインボイス発行事業者に登録するか どうかを確認するにあたり、文書で確認する際の参考様式です。 自社のお取引先に確認の際にご活用ください。

参考様式 出典

日本商工会議所 発行「今すぐ確認!中小企業・小規模事業者のための インボイス制度対策[第2版]」P20



上記「インボイス制度特設 サイト」よりWordファイル にて提供しています。

■セミナー情報(随時更新)

インボイス制度への対応に向けたセミナーを定期的に開催しています。 事業者のみなさまのニーズに合わせ、随時企画・開催していきます。



|税理士による相談窓口(無料)

当所では経営相談窓口を設置しています。インボイス制度の対応に際して税務上のお悩みや ご不明点がある場合は、是非ご相談ください。

※オンライン相談にも対応 ※要予約

《予約TEL》

092-441-2161 092-441-2162

■その他ご相談(伴走型支援)

インボイス制度対応にあたり、当所からの継続的な個別支援をご希望の方は、右記アンケート フォームにご協力いただき、最後の設問で「①個別支援・相談を希望する」をご選択ください。

《ご相談例》

- ◇インボイス制度への対応を前提とした現行の自社システムの課題
- ◇改正電子帳簿保存法への対応
- ◇各種デジタルツールの導入等
- ◇その他インボイス対応関連全般

ご相談は、「当所会員」または「福岡市内の事業者」限定とさせていただきます。 あらかじめご了承ください。



支援をご希望の方には当 所担当者を定めて個別に ご連絡いたします。

ボイス制度対応セ

会場・オンライン(Zoom) ハイブリッド開催

2023年(令和5年)10月1日から「適格請求書等保存方式(以下、インボイス制度)」が導入されることとなっています。 インボイス制度の導入により、インボイスを発行できない事業者から仕入れを行った事業者は、その分の仕入税額控除ができず、自社の消費 税負担が増える可能性があります。そのため、インボイスを発行できない事業者の取引が見直されることも想定されます。 こうした事態を避けるため、インボイス制度について、よく理解することが大切です。 福岡商工会議所では、インボイス制度の対応に向けて 【基本コース】【応用コース】の2コースを定期開催いたしますので、この機会に是非お申込みください。

基本コース

開催日時 会場

- ① 2022年11月22日(火) 13:30~15:30 (当所5階501会議室)
- 2022年12月12日(月) 14:00~16:00 (当所4階401~402会議室)
- (3) 2023年1月12日(木) 14:00~16:00 (当所5階501会議室)
- (当所5階501会議室) 2023年2月3日(金) 14:00~16:00
- ⑤ 2023年3月17日(金) 14:00~16:00 (当所5階501会議室)

内容

- 消費税の仕組みとインボイス制度の概要 <第1部>
- <第2部> インボイス制度を踏まえた免税事業者との取引に関する独占禁止法等の考え方

講師

- <第1部> 博多税務署
- <第2部> 公正取引委員会 九州事務所 下請課

対象

◆こんな方におススメ◆

- ☞消費税の申告が未経験の方(免税事業者)
- ☞インボイス制度の理解に不安がある方
- ☞免税事業者を取引先に持つ課税事業者(転換予定の方を含む) etc.

受講料

無料

中小・小規模事業者等(会員・非会員問わずお申込み可能です)

各日 会場:50名

オンライン:300名

共催

博多税務署・香椎税務署・福岡税務署・西福岡税務署・筑紫税務署・福岡市

お申込みは しこちらし

※内容は全日程

同じになります



《申込締切》 各日前日17:00

※内容は全日程

同じになります

応用コース

開催日時

- ① 2022年11月28日(月) 10:00~12:00 (当所4階401~402会議室)
- 2 10:00~12:00 (当所5階501会議室) 2022年12月14日(水)
- ③ 2023年1月13日(金) 10:00~12:00 (当所5階501会議室) 2023年2月10日(金) 10:00~12:00 (当所4階404~405会議室) (4)
- 2023年3月22日(水)
- 10:00~12:00 (当所5階501会議室)

内容

- インボイス制度対応に際しての注意点 <第1部>
- <第2部> インボイス制度に関するシステム対応の考え方

講師

- 税理士・中小企業診断士 中山 翔 氏(夢会計事務所所長、当所登録専門家) <第1部>
- <第2部> リコージャパン株式会社 九州マーケティングセンター リコージャパン株式会社 福岡支社ソリューション営業部

中小・小規模事業者等(会員・非会員問わずお申込み可能です)

対象

◆こんな方におススメ◆

- ☞インボイス制度の概要をある程度理解している方
- ☞税務署への登録といった手続き面だけでなく、実際の運用上で不安がある方
- ☞自社のシステムが現状のままで良いのか、改修だけで済むのか、

入れ替える必要があるのか等、確認すべきポイントに不安がある方 etc.

受講料

無料

各日 会場:50名 オンライン:300名

共催

福岡市

お申込みは ↓こちら↓



《申込締切》 各日前日17:00

福岡商工会議所のインボイス制度特設サイトからもお申込みできます!

福岡商工会議所 インボイス







中小企業のデジタル化を後押し

FUKUSEO DIGIA EXPO 2 Gecomo

FUKUSHO DIGITAL EXPOSE

デジタル化を通じて業務効率化や生産体向上にチャレンジする中小企業を支援すべく、D&の最初の一歩をおせっかいする"FUKUSHO DIGITAL EXPO 2022 second"を12月に開催します。福岡商工会議所が提供する優待サービスはもちろん、その他にも様々なデジタルツールやサービスが「アクロス福岡 イベントホール」に集まります。DXAデジタル 化に関する護習会も多数開催予定です。インボイス制度や改正電子帳簿保存法など足元の課題への対応から、SGやXR、メタバースなど、先端技術を体験するブースもご提供します「少し先の未来の働き方」もイメージしつつ、わが社のデジタル化について考えることができる絶好の機会です。ぜひ皆様のご来場をお待ちしています。

 $2022.12.15^{\frac{13:00}{18:30}} - 16^{\frac{10:00}{17:00}}$

入場無料

アクロス福岡 地下2階「イベントホール」 〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神1丁目1番1号 主催:福田商工会議所 受力:(株)NTTドコモ 九州支柱・NTTコミュニケーションス(株)九州支柱・(株)ドコモビジネスソリューションス 九州支柱 後援:デジタル庁・九州経済産業局・福岡田根局・福岡原・福岡原・福岡市・九州経済連合会・西日本新聞社・九州朝日放送・デレビ西日本

詳しくはこちらから

https://www.fukunet.or.jp/fcci-events/event-2022-12-7/



おもな出展企業一覧

【経理・インポイス・電帳法・労務関連】



















【グループウェア・ビジネスチャット関連】

Google Cloud Google Workspace





【セキュリティ関連】











【EC・マーケティング関連】

MakeShop toypo







おもなセミナー一覧

【12月15日(木)】

時間	テーマ	登壇者			
13:10-13:50	~インボイス制度待ったなし!~	①デジタル庁 企画調整官 加藤博之氏			
	バックオフィス業務改革から事業拡大へ	②リコージャパン(株) 九州ソリューション推			
		進室 室長 角田美穂氏			
14:10-14:50	XR/メタバースが作り出す未来と NTT ドコモ	㈱NTT QONOQ マーケティング部門 担当部			
	の挑戦	長 清水一郎氏			
15:05-15:45	オーガマン誕生から読み解く多角化経営戦略	(株)大賀薬局 代表取締役 大賀崇浩氏			
	~創業 120 年、福岡の老舗企業による経営改革~	(デジタル化推進委員会 副委員長)			
16:55-17:30	「1 軒の喫茶店」から始まった、創業 70 年の	①風月フーズ(株) 代表取締役社長 福山剛一郎氏			
	食品企業の挑戦~クラウド活用からの組織改革~	②㈱ライクブルー 代表取締役 池田治彦氏			

【12月16日(金)】

時間	テーマ	登壇者		
10:10-10:50	Google Cloud の戦略と最新ビジネス事例	グーグル・クラウド・ジャパン合同会社		
		SMB 事業本部長 長谷川一平氏		
13:00-14:00	「デジタル」の活用が創る、企業の未来	①㈱ニューズピックス 代表取締役 稲垣裕介氏		
		②㈱システムフォレスト 代表取締役 富山孝治氏		
14:15-14:50	【初心者向け!】中小企業の売り上げを伸ばす	TikTok for business Scaled Business Sales		
	ための"TikTok"活用方法	藤田聖生氏		
15:55-16:15	仮) サイバーセキュリティセミナー	(株)QTnet		

取引先と共存共栄関係を築こうと考える経営者の皆様へ

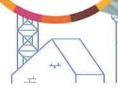
パートナーシップ構築宣言は 2020年6月に創設されました。

詳しくは Web^



https://www.jcci.or.jp/partnership/

大企業と中小企業が 共に成長 するために!



取引先との 持続可能な関係 を築くために!

パートナーシップ構築宣言とは?

あらゆる規模・業種の企業や個人事業主に宣言いただけます

取引先とのパートナーシップを強化するなど「新たな共存共栄関 係の構築」を企業の代表者名で宣言(コミット)するものです。



新たなパートナーシップ 規模・系列を超えた連携

お互いWin-Winの関係で!



適正な取引価格の実現 価格交渉ができる関係に!



下請代金の支払条件改善 資金繰りの改善!

Webサイトではパートナーシップ構築宣言の仕組みや目的などの動画、 PDFをご覧いただけます。



「パートナーシップ構築宣言」プロモーションビデオ ~アフターコロナを勝ち抜く トップの決断!~



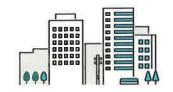
「月刊石垣」別冊 「パートナーシップ構築宣言」 特集号

メリット・効果は?

「宣言」が公式ポータルサイト※に掲載・公表されます

中小企業庁のニュースリリースにも 掲載されます(不定期)。

※(公財)全国中小企業振興機関協会の運営サイト



一部の補助金で加点措置が受けられます

「ものづくり等補助金」や「省エネ補助金」等で加点措置が受けられます。



最新の支援措置(補助金の加点措置)等 は、ORコードから ご覧いただけます。

https://www.biz-partnership.jp/ info.html#chap-subsidy



宣言企業は「ロゴマーク」を使うことができます

名刺にロゴマークを入れて、取引先との共 存共栄の関係を築こうとする会社(ホワイ ト企業)であることをアピールできます。



「宣言」の取組みを実践することで SDGS SDGsも同時達成することになります

今や多くの企業が取組む「SDGs」(持続可能な開発目標) 「宣言」を通じて次の5つの目標に取組んでいることになります。













多くの企業が宣言することで 新たな共存共栄関係を構築しましょう

日本商工会議所 会頭 三村 明夫



*パートナーシップ 横築宣言 | | | | |

本宣言のひな形は、政府のグリーン成長戦略策定や知的財産取引に関するガイドライン・契約書ひな形の作成、支払サイトの更なる短縮・約束手形の利用廃止の 議論の進捗を踏まえ、2021年3月18日に改正されました。宣言済み企業は修正 して再提出が可能です(任意)。未宣言企業は改正後のひな形をご利用ください。

ひな形

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1.サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を 超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける (「TierN」から「TierN+1」へ) ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP(事業継続計画)策定の助言等の支援も進めます。 (個別項目) ※下記から積極的に取り組む項目を特定し

(個別項目)※下記から積極的に取り組む項目を特定し項目毎に取組内容を具体的に記載してください。

- **a.**企業間の連携(オープンイノベーション、M&A 等の 事業継承支援 等)
- **b.**I T実装支援(共通 E D I の構築、データの相互利用、I T 人材の育成支援等)
- c.専門人材のマッチング
- d.グリーン化の取組(脱・低炭素化技術の共同開発、 生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達等)

2.「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行(下請中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

- ※下記①~⑤の取組内容は、「振興基準」(取引対価決定の際の協議、契約条件の書面交付等)を踏まえた上で、業界の取引形態に合わせて変更することが可能です。
- ※「下請取引以外の企業間取引についても、取引上の 立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図ると いう下記項目の趣旨に留意する」場合には、その旨 記載ください。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

契約のひな形を参考に型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

※型とは、金属、プラスチック、ゴム、ガラス等の素材を、 それぞれ目的とする製品の成形加工用に使用される 金型のことです。型を活用した取引を行っていない場 合には、除外してください。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とするよう努めます。

4知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3.その他(任意記載)

(例)取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で "50/50 (フィフティ・フィフティ) "とする、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明済み等

(例)約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

○年○月○日

企業名

	100	7 7 7				
	11 11 11	1 1 1	A. Indiana			2.73
	1 1 1			1.0	7	7
4		1 1 1	标			

役職・氏名 (代表権を有する者)